

プロジェクト 税効果会計

第 36 回専門委員会で聞かれた意見

項目 (早急に対応すべき論点(開示以外)等の検討について聞かれた意見)

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 36 回税効果会計専門委員会(2016年6月28日開催)(以下「専門委員会」という。)で議論された以下のうち(1)について聞かれた主な意見をまとめたものである。
  - (1) 早急に対応すべき論点(開示以外)等の検討
  - (2) 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」の移管に関する検討

**早急に対応すべき論点(開示以外)等の方向性****論点 1: 連結納税と企業結合における税効果会計の整合性**

2. 事務局より、連結納税と企業結合における税効果会計の整合性について、「現行の両基準の取扱いをそのまま残す」案を提案したところ、以下の意見が聞かれた。

**事務局の提案に賛成する意見**

- (1) 繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額の軽減効果に基づき判断すべきであり、連結納税でも企業結合でも本来は同じ考え方に基づくべきである。ただし、現行の取扱いを変更するニーズが必ずしも大きくないということであれば、現時点においては事務局の提案に賛成する。
- (2) 事務局の提案に賛成である。なお、将来的には、企業結合会計における取扱いと連結納税の当面の取扱いの整合性は図る必要があると考える。
- (3) 合併が実行される可能性が高い時点を確実に把握することは困難であり、税効果会計の取扱いを合併後から考慮することはやむを得ないと考える。
- (4) 事務局の提案に賛成する。ただし、実務上、共通支配下取引であれば、合併を前提に予算を作成しているケースが多く、合併が行われない前提で予算を作成し直すことは、一定のコストを要すると考える。

(対応案) 事務局の提案に賛成するコメントである。
---------------------------

**事務局の提案に反対はしないが、更に理由付けの検討が必要とする意見**

- (5) 事務局案に反対はしないが、基準諮問会議から提言されたテーマに対して、「現行の両基準の取扱いをそのまま残す」と結論付けるのであれば、更に明確な根拠が必要であると考えます。また、両基準を変更しないことに関して、「実務において比較的浸透し定着していること」を理由としているが、基準を変更する場合に、変更前の基準は通常浸透し定着しているものであり、積極的な理由にはならないと考えます。

(対応案) 審議事項(5)-2を参照

## 論点 2: 繰延税金負債の支払可能性

3. 事務局より、繰延税金負債の支払可能性について、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。）第24項の「事業休止等」といった例示を修正した上で、現行の個別税効果実務指針の取扱いを踏襲する提案をしたところ、以下の意見が聞かれた。

### 事務局の提案に賛成する意見

- (1) 事務局の提案は、課税所得が将来にわたって生じないのであれば、将来加算一時差異に係る繰延税金負債を計上する必要はないという実務における取扱いを明確にするものであるため、この提案に賛成する。
- (2) 事務局の提案に賛成である。ただし、修正文案では、「企業が清算するまで」に課税所得が生じないことを合理的に見込まれる場合」とされており、「企業が清算するまで」という表現は少し厳しいと考える。

(対応案) 事務局の提案に賛成するコメントである。

## 論点 3: 子会社の投資に関連する将来加算一時差異における連結財務諸表と個別財務諸表における取扱い

4. 事務局より、子会社の投資に関連する将来加算一時差異における連結財務諸表と個別財務諸表における取扱いについて、個別財務諸表における子会社の投資に係る将来加算一時差異に関して、「親会社はその投資の売却を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がない場合」に、繰延税金負債を計上しない取扱いを定める提案をしたところ、反対する意見は聞かれなかった。

## 論点 4: 関連会社の投資に係る将来加算一時差異

5. 事務局より、関連会社の投資に係る将来加算一時差異について、会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」（以下「持分法実務指針」という。）の取

扱いを見直さないとする提案をしたところ、以下の意見が聞かれた。

#### 事務局の提案に反対する意見

- (1) 日本基準では、繰延税金負債の認識を行わない場合を限定して記載しているが、IAS 第12号では、中立的な記載になっているため、日本基準とIFRSに差異があると理解している。その差異に重要性がないのであれば、持分法実務指針の定めをIFRSに合わせるように見直してはどうか。

(対応案)

仮に日本基準とIFRSに重要な差異がないと考えるとしても、記載をIFRSに合わせることによって重要な影響が生じないとまでは言い切れない点を勘案し、今回の実務指針の移管にあたっては、持分法実務指針を見直さないことかどうか。

#### **論点5:未実現損益の消去に係る税効果**

6. 事務局より、未実現損益の消去に係る税効果について、現時点では現行の取扱いを踏襲することとし、米国会計基準における当該取扱いの結論が出た段階で改めて審議することの提案をしたところ、反対する意見は聞かれなかった。

#### **論点6:繰延税金資産及び負債の表示**

7. 事務局より、繰延税金資産及び負債の表示について、現行の取扱いを踏襲せずに、国際的な会計基準と同様に全て非流動項目に表示する取扱いに変更する提案をしたところ、以下の意見が聞かれた。

#### 事務局の提案に賛成する意見

- (1) 事務局の提案に賛成する。繰延税金資産及び繰延税金負債の表示が簡潔になるため、財務諸表作成者の誤謬リスクや作成コストは軽減され、それに伴い監査人の監査コストも軽減すると考えている。
- (2) 事務局の提案に賛成する。流動比率は、短期的に返済しなければならない負債を流動資産でどの程度返済できるかどうかを表すものであり、換金性のない繰延税金資産及び繰延税金負債は流動比率の分析の観点からは必要のない項目であるため、非流動区分に表示することに異存はない。

(対応案) 事務局の提案に賛成するコメントである。

#### **今後の移管作業の進め方**

8. 事務局より、今後の移管作業の進め方について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局の提案に賛成する意見

- (1) 今後の移管作業の進め方に関して、会計処理と開示はセットで公表することを前提に開発する事務局の提案に賛成する。

(対応案) 事務局の提案に賛成するコメントである。

以 上